

交通政策審議会気象分科会「DX 社会に対応した気象サービスの推進」 (中間とりまとめ) を受けた気象庁の対応について

令和 5 年 3 月 気象庁

令和 4 年 10 月 14 日に公表した交通政策審議会気象分科会「DX 社会に対応した気象サービスの推進」(中間とりまとめ) において、「可能なものからなるべく早期に取り組んでいくべき」とされていることを受けて、気象庁では 10 月以降に以下の施策を進めております。

①「最新の技術に対応した気象情報・データの品質の確保・評価」関連

●気象の予報業務における検定済みではない気象測器の活用

民間気象事業者等による予報の提供に際して、より多地点・低コストの観測データの取得・活用による精度向上等を図るため、気象庁長官の確認を受けた場合には、検定済みではない気象測器を予報業務のために補完的に用いることを可能とする気象業務法の改正案(別紙 1) について、令和 5 年 2 月 24 日に閣議決定して今国会へ提出しました。

●気象の予報業務許可における機械化・自動化した予報における予報士設置人数の緩和

気象予報士が事前にアルゴリズムの妥当性と計算結果の品質を確認し、予報後も定期的に確認(検証) する場合に限り、事業所に配置される気象予報士の人数が 1 人以上でも可とする緩和を、令和 4 年 12 月 14 日に実施しました。

●洪水及び土砂崩れ等の技術上の基準への適合による予報業務許可の実施

洪水や土砂災害、高潮等の気象の影響を受ける現象の予報について、入力として技術的な裏付けのある気象の予報を利用したうえで、各現象の技術上の基準への適合を審査して許可をすることにより、当該現象の民間気象事業者等による予報を提供できるようにする気象業務法の改正案(別紙 1) について、令和 5 年 2 月 24 日に閣議決定して今国会へ提出しました。

②「気象情報・データへのアクセス性の向上」関連

●先端的技術を活用したデータ利用環境の構築

クラウド技術を活用し、ビッグデータとしての気象情報・データを保存して様々な利用者が容易にこれらデータを利用できる環境の構築について、気象庁の次世代スーパーコンピュータシステムにおいて実現できるよう、令和 4 年 10 月 31 日に業者を決定し、令和 6 年 3 月の運用開始に向けて作業を進めています。

気象庁では、上記の施策の実現に向けて引き続き取り組みを進める共に、中間とりまとめで示された他施策についても引き続き実施・検討を進めていくこととしています。

● 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

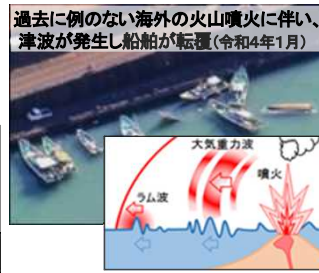
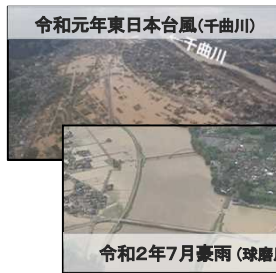
背景・必要性

○ 自然災害の頻発・激甚化や過去に例のない災害の発生を踏まえ、**防災対応のための国や都道府県が行う予報・警報の高度化**が求められている。

○ 加えて、洪水等に対する民間の事業継続等のため、国等が行う予報を**補完する局所的な予報**(個々の事業者等に向けた予報)のニーズも高まっている。

○ これらのニーズに対応する**最新の技術進展**(※)を踏まえ、自治体や住民、事業者等における様々な防災対応がより適確に実施されるよう、**予報の高度化・充実**を図る必要がある。

(※) 国指定河川の洪水予報では本川・支川一体予測を可能とする技術が、民間ではコンピュータシミュレーションによる予測技術等が進展。



法案の概要

国・都道府県による予報の高度化 — 国民の防災活動に資する「防災気象情報」の提供

① 都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化 【水防法・気象業務法】 洪水

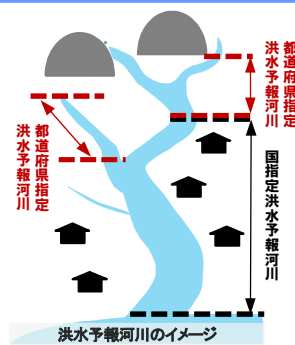
○ 国土交通大臣は、都道府県知事の求めに応じ、国指定河川の水位を予測する過程で取得した**都道府県指定河川の予測水位情報を提供**(※)。

(※) 気象業務法の予警報制限を適用除外

○ 都道府県知事と気象庁は、当該情報を踏まえ、共同して洪水予報を実施。

② 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施 【気象業務法】 津波

○ 気象庁が実施する業務に「**火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象**」を追加し、火山現象に伴う津波の予報・警報を適確に実施。



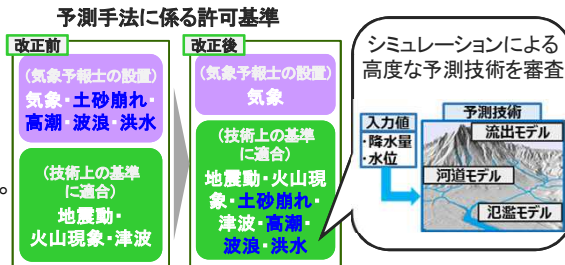
民間事業者による予報の高度化 — 多様なニーズに応じた「きめ細やかな予報」の提供

① 最新技術を踏まえた予報業務の許可基準の最適化 【気象業務法】

土砂崩れ 高潮 波浪 洪水

○ 土砂崩れ・高潮・波浪・洪水(気象の予測結果により予測可能な現象)の予報業務の許可について、**最新技術に基づく予測手法の導入による予報精度の向上を図るため、許可基準を新設し、気象庁長官が予測技術を審査**。

- ・ 自ら気象の予測をしない事業者は、気象予報士の設置義務を免除。
- ・ 土砂崩れ・洪水の予測技術の審査には、国土交通大臣も関与。

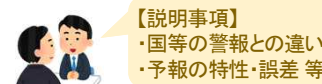


② 防災に関連する予報の適切な提供の確保 【気象業務法】

火山現象 土砂崩れ 津波 高潮 洪水

○ 社会的な影響が特に大きい現象(噴火・火山ガス・土砂崩れ・津波・高潮・洪水)の予報業務について、気象庁の予報等との相違による**防災上の混乱を防止するため、事前説明を行った者のみへの提供を許可**。(事前説明の義務付け)

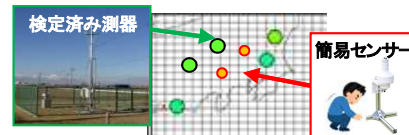
○ 気象庁以外の者の警報の制限の対象に土砂崩れを追加。



許可事業者からサービス利用者に対し事前に説明

③ 予報業務に用いることができる気象測器の拡充 【気象業務法】 気象等

○ 予報の精度向上を図るため、気象庁長官の確認を受けた場合には、**検定済みではない気象測器を予報業務のために補完的に用いることを可能とする**。



検定済み測器の観測値を主として、簡易センサーによる観測値を補完的に利用して予報

目標・効果

- ① 国土交通省による都道府県指定河川の予測水位情報の提供により、**早期に洪水予報が可能となる河川数: 施行後5年間で約900河川**
- ② 国等が行う洪水等の予報を補完する予報のニーズに対応する予報業務許可事業者の数: **土砂崩れ0者、洪水0者(2023年)⇒土砂崩れ10者、洪水30者(2028年)**